

令和2年6月29日

佐渡市議会議長 佐藤 孝 様

航路問題特別委員長 中川 直美

## 航路問題特別委員会中間報告書

本委員会に付託された事件について、会議規則第45条第2項の規定に基づき、次のとおり中間報告します。

## 記

本委員会は、当市議会としても協議していかなければならないと考えていたところに執行部から当委員会の設置の要請があり、佐渡航路の維持に関する事を付託事件として、今定例会の初日に議員発議により設置された委員会である。

今定例会中に3回の委員会を開催し、喫緊の課題であるジェットフォイル船舶建造にかかる件と今後の佐渡航路のあり方に関する事を中心審査を行ったので当委員会の中間報告を行う。

## 1 佐渡航路の船舶の現状

令和2年4月1日現在で佐渡航路に就航している船舶は以下のとおりである。このうち、昭和54年就航のジェットフォイルぎんがは40年以上経過している。更新の目安とされている35年を超過していることから、ジェットフォイルの更新は喫緊の課題となっている。

航路	種類	船名	就航年月
新潟一両津	カーフェリー	おけさ丸	平成5(1993)年4月
		ときわ丸	平成26(2014)年3月
	ジェットフォイル	ぎんが	昭和54(1979)年12月
		つばさ	平成元(1989)年3月
	すいせい		平成3(1991)年4月
小木一直江津	高速カーフェリー	あかね	平成27(2015)年4月
	貨物船	日海丸	平成9(1997)年1月

## 2 これまでの船舶の更新状況

佐渡航路を航行する船舶建造では、平成26年にカーフェリーときわ丸、平成27年に高速カーフェリーあかねの2隻を建造してきた。その際の建造費及び財源内訳は以下のとおりである。これまでの船舶建造では佐渡汽船株式会社の大株主である県からの助成はない。

なお、高速カーフェリーあかねの建造の際には、対岸市の上越市から4%に当たる2.5億円の負担があった。新潟県は建造費への直接負担は行わなかったが、小木直江津航路運航支援事業により小木一直江津航路の赤字補てんとして平成26年度から15年間をかけて12億円を支援する債務負担行為が行われた。ただし、既に12億円分の支援を使い切って

いる。

種類	船名	建造費	財源	
カーフェリー	ときわ丸	60.0 億円	国 佐渡市	39 億円 (65%) 21 億円 (35%) ※1
高速 カーフェリー	あかね	58.1 億円	上越市 佐渡市 J R T T 自己資金	2.5 億円 (4%) 8.1 億円 (14%) 21.0 億円 (36%) 26.5 億円 (46%)
				※1 ※2

※1 財源に合併特例債を活用

※2 J R T T : 鉄道建設・運輸施設整備支援機構

### 3 ジェットフォイル建造に対する経緯

ジェットフォイルの更新はボーイング社の製造停止や川崎重工業の技術者の引退などにより建造自体が危ぶまれた状況下にあったが、平成 29 年 6 月に東海汽船が約 50 億円で川崎重工業と建造契約を結び、当面のライン停止は免れた。9 月 18 日の航路問題に関する調査特別委員会では、執行部から 2 隻目以降の建造は造船会社の設備投資や組織体制の構築、退役船となるぎんがのパーツの流用により船価を低減させて佐渡汽船が建造する方針であるとの説明を受けている。

しかしながら、昨年 8 月に佐渡汽船から市に対し、ジェットフォイル建造の支援の正式な要請があったことが報告された。その後、産業建設常任委員会では、佐渡市民の公共交通としての航路であることから新潟県の責任において支援を行うべきであり、これまでのような船舶建造に対する支援は認められないことを執行部に指摘している。

当市議会の意向を執行部が県に伝えたところ、県が小木一直江津航路の収支が改善されない限り支援はありえないとの回答があったことが令和元年 9 月 18 日の航路問題に関する調査特別委員会で執行部から報告されている。

本年 2 月 20 日の議員全員協議会では、昨年 12 月 26 日に新潟県、佐渡汽船、佐渡市三者のトップ会談において、県知事から初めて建造費に対する負担及び新潟県と佐渡市の負担のあり方についての言及があったと執行部から報告された。交渉に当たった当時の市長は、負担割合の枠組みは決まったものではなく、今後、大株主でもある新潟県との交渉になることを明言している。

令和 2 年 6 月時点でのジェットフォイル建造のスケジュール及び県知事から提案された内容は以下のとおりである。

#### <建造スケジュール>

令和 2 (2020) 年	5 月頃 (10 月まで延期)	契約
令和 3 (2021) 年	5 月頃 秋頃	起工 ぎんがのパーツ受け渡し
令和 4 (2022) 年	2 月頃 4 月頃	進水 引渡

## &lt;県知事から提案された内容（抜粋）&gt;

- |   |
|---|
| 1 鉄道建設・運輸施設整備支援機構（J R T T）による船舶共有建造制度を活用し、県も建造費の一部を負担する |
| J R T T 70%   |
| 自治体負担 20%（県と佐渡市で10%ずつ負担）                                |
| 自己資金 10%  |
| 2 来年（令和2年）9月補正で建造費を予算計上する                               |

## 4 佐渡汽船の経営状況及び近年における状況

昭和7（1932）年7月に県が資本の半額を出資して現在の佐渡汽船株式会社が設立されている。バブル絶頂期には100万人を超える観光客が来島し、当然、佐渡汽船の経営も良好であったが、バブル崩壊以降の観光客の減少により佐渡汽船の経営も悪化の一途を辿り、平成19（2007）年3月、平成18年度決算で債務超過に陥った。経営改善の一環として、子会社の売却や合併、運航ダイヤの大幅な見直しなどを実施している。その中で、誘客に取り組んでいた全国各地の支店も次々に閉鎖してきたが、かえって観光客の減少に拍車がかかり、経営の悪化の一因にもなっている。

平成27年頃、佐渡汽船株式会社が5つの経営課題として、①寺泊一赤泊航路の赤字、②小木一直江津航路の赤字、③船員確保の厳しい現状、④貨物部門の赤字、⑤船舶の老朽化を示している。その中から貨物運賃値上げの方向を打ち出したが、突然の提案に対して市民からの反発が非常に大きく、佐渡市と佐渡市議会でも問題であるとの認識で一致し、貨物運賃値上げの撤回を申し入れている。結果、佐渡汽船株式会社が貨物運賃値上げを撤回した経緯がある。しかし、採算が合わないことを理由に昨年5月には赤泊一寺泊航路を廃止している。

今年の新型コロナウイルスによる感染症の世界的拡大により、日本全国に行動自粛要請が発令された。2月28日には対岸の新潟市で感染者が確認され、医療体制が脆弱な離島としては来訪の自粛を要請せざるを得ない状況下に追い込まれた。その結果、3月以降の佐渡汽船の乗客は激減している。1月から5月の利用客は前年同期で56%の減少、5月だけを見れば86%の減少であった。これまでの損失が累積している佐渡汽船に対しては大打撃となっており、過去にないほどの厳しい経営状況となっているものと推測される。

県の株保有状況と2019年期の決算は以下のとおりである。

<新潟県の株の保有状況>		<2019年12月期決算>	
昭和7（1932）年	50.0%	航路	△4億7,700万円
平成19（2007）年	39.0%	会社全体	△8億900万円
現在	38.2%		

（出典：佐渡市）

## 5 離島航路等に関する法制度の状況

平成25年3月31日で期限切れとなる離島振興法を改正する際、衆議院、参議院では離島航路・空路に対して必要な支援を行うことや支援のあり方を検討するよう付帯決議を行っている。決議文は以下に示すとおりである。このことから、改正された離島振興法第12条の交通の確保等に「人の往来及び物資の流通に要する費用の低廉化に資するための施策の充実」が追記されている。また、同法第4条に定められている離島振興計画では、関係都道府県が同法第3条による離島振興基本方針に基づき、離島振興計画を定めることが努力義務となっており、そこにも「人の往来及び物資の流通に要する費用の低廉化に資する

ための施策の充実」が追記されている。

さらに、平成27年6月1日には全国離島振興協議会で「特に重要な役割を担う離島の保全及び振興に関する特別決議」が出され、有人国境離島特措法の制定に結びついている。このことで、改正離島振興法の流れが更に発展してJR並の運賃への低廉化が実施され、離島航路への公的支援が大きく拡充されてきている。平成30年5月28日には全国離島振興協議会で「離島航路・航空路支援の抜本拡充に関する特別決議」、令和元年11月12日には離島振興市町村議会議長全国大会で「離島航路・航空路支援法（仮称）の早期制定を求める特別決議」が出ており、離島の交通網を安定的に維持・存続する支援策の強化を求めている。

◎ 平成24年6月15日衆国委180第2号 衆議院国土交通委員会決議

離島の振興に関する件

3 畦島航路・航空路は離島住民の生活にとって欠かせない生命線であり、いわゆる「海の国道」として重要な役割を担っている航路もあることを踏まえ、必要な支援を行うこと。また、離島航路・航空路の安定的な維持が離島における定住の促進に欠かせないことから、その支援に関して必要となる新たな法制の整備を含め支援のあり方について検討すること。併せて、国と地方の適切な役割分担も踏まえて、離島の道路の国道指定について柔軟な運用を図ること。

## 6 当委員会の意見

- (1) 畦島住民が生活していく上で離島航路・航空路の維持・存続が必要不可欠であることは、法律でも明確になっており、各種協議会でも十分に認識しているところである。また、大規模災害が頻発していることから避難の確保でも航路・航空路は欠かせない。これまでにも議会が厳しく指摘しているにもかかわらず、佐渡市や新潟県が抜本的な対策を講じてこなかったことは非常に遺憾である。
- (2) バブル崩壊以降に観光客の減少が始まり、佐渡汽船株式会社からは経営改善に取り組んでいるとの報告を受けるが、抜本的な対策に至っていない。誘客促進や経営の抜本的な見直しを議会から指摘しても改善せず、経営の悪化を理由に市民に対して不便を強いている。離島住民の生活航路を安定的に維持しなければならない佐渡汽船株式会社はもちろんのこと、大株主である県の責任も非常に大きいものであると再三再四指摘しており、ここでも改めて強く指摘する。
- (3) 畦島航路補助制度や今回の鉄道建設・運輸施設整備支援機構（JRTT）による船舶共有建造制度の変更による負担の軽減など、自治体の負担に対しては一定の配慮がなされていることも当委員会では認識している。しかし、離島航路における運航会社自体に対する支援や多額の費用がかかる建造に対しても抜本的な支援がなければ安定的な維持・存続は不可能である。
- (4) 鉄道建設・運輸施設整備支援機構（JRTT）の自治体負担にしても、どの自治体が持つべきかが明確になっていないことから、今回のような折半する提案が県から出されたものと推察する。今まで合併特例債が活用できたことから佐渡市や高速カーフェリーあかねのときには対岸市の上越市が建造費を支援てきたが、そもそも財政基盤の弱い離島の自治体が建造費を負担するのは非常に厳しいものがある。これは、安定的な経営を行ってもらう必要がある運航会社に対しての支援にも同様のことが言える。
- (5) 船舶の更新は待ったなしの状況下にあり、今回のジェットフォイルの更新が完了した後にはカーフェリーや貨物船の更新も必要である。この状況となる前に対策を打た

なければならなかった新潟県の責任は非常に重いものであり、これまでの法制度とも合致しないものである。また、今回のジェットフォイル建造に関し、市も議会への報告が遅れるなどの対応の不手際により混乱を招いたため、一定の責任がある。これらのこととは、今後も続していく離島のジェットフォイル等の建造のあり方にも影響する。

- (6) 今般の新型コロナウイルスの感染症により、全国の離島航路を運航する事業者はかつてない危機にさらされている。これは、先ほど述べた佐渡汽船の利用者の推移からも明らかである。さらに、新型コロナウイルス感染拡大の収束後は従来以上に厳しい状況下におかれるものと推察される。
- (7) これらのことから、当委員会では、これまでの議会における審査や意見書等を十分に踏まえることを指摘すると同時に、以下の点について改善を求めるものである。
  - ① 離島航路の安定的な維持・存続は国・県の責務であることを再認識し、海上の国道、公共交通の航路の管理者としてふさわしい責任を果たすべきである。
  - ② 船舶の建造に関しては、建造費が多額となることから国が以前のような財政措置を講じるよう要望すること。
  - ③ 佐渡汽船株式会社設立の経緯を踏まえ、大株主の県が運営に責任を持つとともに、少なくとも離島を抱える他県並の責任は果たすべきである。
  - ④ 佐渡汽船株式会社にも誘客促進の強化による観光客の増加や組織体制の抜本的な改革などによる経営改善に取り組むよう強く求めること。
  - ⑤ 今回の新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、運航会社の損害が甚大であるため、その間の損失に対する補てんも視野に入れた必要な支援策を早急に講じるよう県として国に要望すること。また、当市から国へ要請する際には全国離島振興協議会とも足並みを揃えて取り組むことも視野に入れて協議すること。
  - ⑥ 他地域の離島の船舶事業者の経営状況を分析し、佐渡汽船との経営を比較すること。その結果をもとに国の補助金増額の対策を講じることを望む。



## 離島航路の維持・存続への支援及び船舶建造費への支援を求める意見書

離島航路は、離島の住民にとって本土を結ぶ交通機関であると同時に生活物資物流の生命線であり、離島航路を運航する会社は公共輸送機関の役割も担っている。

中国武漢市に端を発した新型コロナウイルス感染症は世界各地で拡大し、経済活動に大打撃を与える結果となった。

この時点においても収束の目途は立たず、ワクチンの開発を待つしかない状況下であり、長期戦の様相を呈している。

当市においても例外ではなく、本年4月16日には全国に緊急事態宣言が発令され、一気に行動が制約されることになった。

離島であるために医療体制が脆弱なことから、新型コロナウイルスを入れないため佐渡汽船にサーモグラフィーを導入するなど、先駆けて対策を行ってきたが、佐渡汽船の利用者が激減するなど経営面で大きな打撃を受けている。

また、佐渡汽船株式会社では船舶の更新も喫緊の課題の1つとなっているが、現在の佐渡汽船の体力では更新にかかる費用を捻出することが困難である。鉄道建設・運輸施設整備支援機構による船舶共有制度が活用できるものの、当機構が負担する分は償還しなければならない。また、自治体が負担する割合も規定されているが、財政力が脆弱な離島自治体が負担することは困難である。

離島航路が離島住民にとって公共交通の役割を担っていることに鑑み、国県が陸路の道路整備と同等以上に整備しなければならない。今般の新型コロナウイルス対策による第2次補正予算が6月12日に成立したところであるが、公共交通の役割を担っている航路に対しての助成が十分に盛り込まれていないことは誠に遺憾である。

よって、佐渡市議会は、下記項目について強く求める。

### 記

- 1 離島振興法の趣旨に基づく安定した離島航路の維持、存続のため、運航会社への支援策を講じること。
- 2 船舶建造費は離島の自治体に求めず、国や都道府県が十分な支援を行うこと。
- 3 新型コロナウイルスの感染拡大により経営に影響を受けた運航会社に対して、離島住民の交通確保の観点から本年2月から収束までの期間の損失を補てんすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

### (提出先)

内閣総理大臣  
内閣官房長官  
総務大臣  
財務大臣  
国土交通大臣  
衆議院議長  
参議院議長

## 離島航路の維持・存続への支援及び船舶建造費への支援を求める意見書

佐渡汽船株式会社が運航する航路は、佐渡市民にとって本土を結ぶ唯一の交通機関であると同時に生活物資物流の生命線であり、同社は公共輸送機関の役割も担っている。

中国武漢市に端を発した新型コロナウイルス感染症は世界各地で拡大し、経済活動に大打撃を与える結果となった。

この時点においても収束の目途は立たず、ワクチンの開発を待つしかない状況下であり、長期戦の様相を呈している。

当市においても例外ではなく、本年4月16日には全国に緊急事態宣言が発令され、一気に行行動が制約されることになった。

離島であるために医療体制が脆弱なことから、新型コロナウイルスを入れないため佐渡汽船にサーモグラフィーを導入するなど、先駆けて対策を行ってきたが、佐渡汽船の利用者が激減するなどの弊害も出ている。

佐渡汽船株式会社ではジェットフォイル更新のため、本年5月に川崎重工業と建造に係る契約を行うスケジュールの中で、新潟県はジェットフォイル建造費について佐渡市へ負担を求めてきている。

大株主であり、離島の活性化を図る義務を担わなければならない県は、まったく責任を果たさず、佐渡汽船株式会社に対しても指導力を発揮していない。平成27年の貨物運賃値上げ撤回の件も突然離島住民に不便を強いる内容を提示し、市民への説明期間を設げずに強行しようとする行動は航路を独占している企業の一方的で傲慢な態度と言わざるを得ない。県もこの状況を黙認しようとする姿勢は容認できない。

また、これまで合併特例債を活用して佐渡市や対岸の上越市が建造費を支援してきたが、財政力が脆弱な離島の自治体に船舶更新費用や運航費用の負担を求めるることはあってはならない。

よって、佐渡市議会は、下記項目について強く求める。

### 記

- 1 離島振興法の趣旨に基づく安定した離島航路の維持、存続のため、運航会社への支援策を講じること。
- 2 船舶建造費は離島の自治体に求めず、県の責任として十分な支援を行うこと。
- 3 大株主として、佐渡汽船株式会社の経営改善を強く求めること。
- 4 新型コロナウイルスの感染拡大により経営に影響を受けた運航会社に対して、離島住民の交通確保の観点から本年2月から収束までの期間の損失を補てんするよう、国へ要望するとともに県としても損失に対する対策を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

(提出先)

新潟県知事

## 佐渡汽船株式会社の債務超過の行政支援にかかる決議

佐渡汽船株式会社は、新型コロナウイルス感染症の影響で4月以降、旅客や輸送需要が大きく低迷し深刻な状況が続いている。

さらに、平成27年（2015年）、直江津一小木航路に導入した高速カーフェリー「あかね」の失敗も加わり、佐渡汽船は、本年の通期の連結業績で最終赤字が38億円に膨らむ見通しとなった。本年8月12日に公開された2020年12月期第2四半期決算短信で債務超過に陥ることが明らかになり、債務超過を解消するため行政支援を求めている。

本年7月7日には、突然、経営改善策として直江津一小木航路の高速カーフェリー「あかね」の売却とリース契約のジェットフォイルによる新たな運航等を提示した。その後、関係者間で協議を続け、10月23日の新潟県知事、佐渡市長、上越市長、佐渡汽船の4者によるトップ会談で令和3年は「あかね」に代わり、新潟一両津航路で就航しているジェットフォイル1隻を就航させる体制としつつも、早い時期に貨物輸送が可能なカーフェリーの導入を進めることを条件に合意した。

佐渡市は佐渡汽船に対し、近年では平成26年（2014年）に新潟一両津航路で就航したカーフェリー「ときわ丸」に21億円、平成27年（2015年）に直江津一小木航路で就航した高速カーフェリー「あかね」に8億1千万円の建造費を行政支援しているが、新潟県は船舶建造費に対して支援していない。

今回の債務超過は、コロナ禍という不測の事態ではあるが、離島ハンディをもつ佐渡市として航路事業者へ行政支援を続けるには限界がある。

よって、佐渡航路の在り方について、下記の事項を真摯に取り組むことを強く求める。

### 記

1 佐渡航路は、もともと3事業者が運航しており、新潟県が事業者間の激しい争いを仲裁し、昭和7年（1932年）に県が半額を出資する半官半民会社として離島航路を安定させるために佐渡汽船株式会社を誕生させたという経緯がある。

平成18年の3億7千万円の債務超過時は増資により回避したが、新潟県の持ち株比率は50%を下回ることになった。

新潟県は、離島振興法等の立場での離島振興策、公共交通の航路に責任を持つ立場として、佐渡汽船の株の保有の在り方や船舶建造費の支援など、主体的に取り組むことを強く求める。

2 航路利用客が減少する中、航路の課題等を検討する佐渡航路確保維持改善協議会は重要な存在である。各対岸市も一体となることで周遊観光が促進され、新潟県の振興策につながる。新潟県は、当協議会が航路改善や発展策を議論する場となるよう、主体的に協議会の在り方の再検討を行うこと。

3 離島と本土との格差是正や公共交通は、本来、国において十分な対応をすべきものである。今般のコロナ禍による大幅な乗客減は事業者の存続を脅かす深刻な事態で、運賃の値上げや航行便数の減少など、利便性の大幅な低下が危惧される。

平成28年（2016年）4月に公布された有人国境離島法により島民の運賃低廉化が進められたが、離島振興の観点からすれば、観光客など往来者への対応が急務であることから、国や県は、離島航路への抜本的な対策を行うべきである。

4 平成 27 年（2015 年）、直江津ー小木航路に就航した高速カーフェリー「あかね」の失敗により当初の計画と大きく乖離し、年間約 10 億円の赤字となり、就航 5 年で売却しなければならない事態となった。

また、平成 29 年（2017 年）7 月、佐渡汽船は経営改善として赤字の寺泊ー赤泊航路から撤退を表明し、翌年 11 月に廃止航路とした。この当時から、より赤字の多い直江津ー小木航路の改善が最優先との指摘を受けながら、抜本的な対応には至らず、結果として債務超過につながる事態を招いている。

佐渡汽船の経営陣が招いた今のこの事態は、佐渡市民にとって許し難い事実であることから、佐渡汽船には責任を明確に示すことを求める。

5 佐渡航路全体の在り方をどうするかは、平成 28 年の寺泊ー赤泊航路の問題時にも十分検討できるものであったにもかかわらず、議会にも相談もなく、その場しのぎでの対応をとった当時の佐渡市執行部にも責任がある。

また、現在、佐渡汽船には佐渡市からの社外取締役があり、佐渡島民の立場で経営に参画できる資格を持ちながら、どのような発言がなされたのかも全くわからず今回の事態を招いてしまったことは誠に遺憾である。

佐渡航路の在り方は、島民の暮らしや経済にとって極めて重要な生命線であることから、佐渡市は、抜本的な改善策が生み出せるよう新潟県をはじめ、関係機関と十分な検討と対応を強く求める。

以上、決議する。

令和 2 年 12 月 4 日

新潟県佐渡市議会

佐渡市議会議長 佐藤 孝 様

総務文教常任委員長 金田 淳一

## 委 員 会 審 査 報 告 書

本委員会に付託の事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第109条の規定に基づき報告します。

議案番号	付託事件名
議案第1号	<p>佐渡市防災拠点庁舎建設の賛否を問う住民投票に付す条例の制定について</p> <p>本案は、地方自治法の規定に基づき行われた防災拠点庁舎建設の賛否を問う住民投票に付す条例の制定を求める直接請求により議会に付議されたものであります。</p> <p>なお、本案については、市長から条例制定に反対する意見が付されております。</p> <p>審査の結果、否決すべきものとして決定しました。</p>
議案第2号	<p>令和2年度佐渡市一般会計補正予算（第15号）について</p> <p>本案は、令和2年度佐渡市一般会計予算について、既定の歳入歳出予算額にそれぞれ6億4千736万2千円を追加するものであります。</p> <p>主な内容は、新型コロナウイルス感染症対策として、新型コロナウイルスワクチン接種体制の確保及び子育て世帯や低所得者世帯等への支援に係る経費を計上するほか、新型コロナウイルス感染症の拡大により、大きな影響を受けた佐渡航路の事業継続に向けた支援に要する経費を計上するものであります。</p> <p>審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。</p> <p>なお、産業建設常任委員会で付した意見は次のとおりであります。</p> <p>[意見]</p> <p>2款総務費 1項総務管理費 6目企画費 佐渡航路事業継続支援事業について</p> <p>本審査においては、佐渡航路の在り方を議論してきた航路問題特別委員会との連合審査会により行ったものである。</p> <p>本事業は令和2年の決算期において債務超過に陥る佐渡汽船株式会社に対し、佐渡航路の維持確保を目的に新潟県が約10億4千万円、本市が3億5千798万2千円の行政支援を行うものである。今回の債務超過に至った大きな理由として、新型コロナウイルスによる影響があることは間違いないが、小木一直江津航路に高速カーフェリー「あかね」を導入し、年間10億円近くの損失を出し続けていたことが積み重なった結果でもあると思料する。本市においては第三者割当増資を引き受ける形で出資する提案となっており、これにより本市が第2位の株主となる予定である。</p> <p>令和2年8月に公表された2020年12月期第2四半期決算短信で債務超過</p>

	<p>に陥ることが判明し、それ以降は佐渡航路の在り方を議論する航路問題特別委員会を中心に議論が行われており、令和2年第9回（12月）市議会定例会初日において決議も採択されたところである。</p> <p>佐渡汽船株式会社から、当初は2020年12月期の決算までに債務超過を解消する目途を立てたいとの意向が執行部に伝えられ、本市議会でも同様に説明を受け、昨年12月定例会で審査を行う予定であったが、佐渡汽船株式会社側の準備が整わず、決算期に間に合わない結果となった。自ら救いの手を求めておきながら、手続きを失念していたことは誠に遺憾である。</p> <p>末端である自治体で、なおかつ離島の自治体である佐渡市では、これまでにもカーフェリー「ときわ丸」の購入など多額の支援を行っているところであり、今回、債務超過を解消するために3億5千798万2千円もの出資を、上場している一企業に対して行うことは非常に重いものであることを、佐渡汽船株式会社には理解してもらわなければならない。</p> <p>よって、執行部には次のことについての対応を求める。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 佐渡汽船株式会社に本委員会の意向を報告し、認識を改めるよう再度指摘すること。</li> <li>(2) 今回の債務超過に対する同社の経営陣の責任を明確にすること。</li> <li>(3) 今回の行政支援を行うための条件は、議会とも協議すること。</li> <li>(4) 同社の経営の状況を監視できる体制を構築するとともに、新潟県や対岸市を巻き込んで協議していく場も設定すること。</li> <li>(5) 同社に対し、経営の立て直しを図るための人材登用を検討すること。</li> </ul>
議案第3号	<p>令和2年度佐渡市一般会計補正予算（第16号）について</p> <p>本案は、令和2年度佐渡市一般会計予算について、既定の歳入歳出予算額にそれぞれ3千159万6千円を追加するものであります。</p> <p>内容は、佐渡市防災拠点庁舎建設の賛否を問う住民投票に付す条例を施行した場合に執行する住民投票に要する経費を計上するものであります。</p> <p>審査の結果、否決すべきものとして決定しました。</p>